

葛巻町監査委員告示第4号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づく公営企業の経営の健全化における資金不足比率について、審査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年8月26日

葛巻町代表監査委員 馬 渕 文 雄

葛巻町監査委員 樋 口 一 男

葛巻町長 鈴木 重 男 様

葛巻町代表監査委員 馬 渕 文 雄

葛 巻 町 監 査 委 員 樋 口 一 男

令和 7 年度国民健康保険病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年 6 月 22 日法律第94号）第22条第 1 項の規定に基づき、審査に付された国民健康保険病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

第 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 22 日から 8 月 20 日まで

第 3 審査の方法

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	会 計 名	7 年度	6 年度	経営健全化基準
資金不足比率	国民健康保険病院事業会計	－（％）	－（％）	20（％）
	水道事業会計	－（％）	－（％）	20（％）
	下水道事業会計	－（％）	－（％）	20（％）

※ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、7 年度本会計において、資金不足比率は発生していない。